

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）、本件に係る入札公告のほか、本件契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別添入札公告及び仕様書のとおりとする。

2 入札参加者に必要な事項

別添入札公告のとおりとする。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関する、一般競争入札参加資格確認申請書を入札公告に記載された期日までに、提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、入札書と併せて別紙第2号様式による委任状を提出しなければならない。ただし、年間代理人にあっては年間委任状の写し、複代理人にあっては年間委任状の写しと複代理人委任状を提出することをもって足りる。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができるない。
- (5) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書について、別紙第1号様式の1により作成し、入札書の受領期限までに、直接に入札書の提出場所に提出しなければならない。
送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出場所及び受領期限は、別添入札公告のとおりとする。

(5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

- ア 件名
- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ。）
- エ 代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- オ 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印
- カ 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印

(6) 入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔調達物品名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(9) 入札参加者本人は、入札書と同時に別紙第3号様式による誓約書を提出するものとし、その代理人は別紙第2号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
また、年間代理人による場合は、入札書と同時に別紙第3号様式による誓約書及び年間委任状の写しを提出するものとし、その復代理人にあっては、別紙第2号様式による委任状を併せて提出しなければならない。

(10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(11) 入札参加者又はその代理人は、物品の本体価格のほか、ダスト引き、輸送費、保険料、関税等物件引き取りに要する一切の諸費用を考慮し入札金額を見積るものとする。
(入札説明書 補足事項も参照のこと)

(12) 案件①③⑤については、1kg当たりの単価を入札書に記載する。
案件②④⑥については、1kg当たりの単価に予定数量を乗じて算出した合計金額と

する。

単価は10銭単位まで、合計金額は1銭単位まで記載可とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告のとおりとする。
- (15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (16) 入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- (20) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (22) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者（入札参加者又はその代理人）が初度入札と違う場合には、（9）に基づき誓約書等を提出しなければならない。
 - ア 再度入札は、原則として1回とする。
 - イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
 - エ 入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5 入札辞退

- (1) 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。

入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行す

る者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 未入札

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかつた場合は、未入札として取り扱うものとする。

7 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

8 入札保証金

財務規程第153条の規定によるものとする。

9 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 件名及び入札金額のない入札書

(3) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

(5) 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが復代理委任状その他で確認されたものを除く。）

(6) 件名に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額の記載を訂正した入札書

(9) 誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書

(10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかつた入札書

(11) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点

に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

- (12) 明らかに連合であると認められる入札書
- (13) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札書
- (14) 記名、押印を欠く入札書
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札書（免除の場合を除く。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

10 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。（総価契約の場合は当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したとき又は落札者とされなかつた入札参加者から請求があつたときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行つた入札参加者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札参加者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会つた入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。

11 契約保証金

財務規程第145条の規定によるものとする。

12 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和8年4月1日以降に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに千葉県企業局長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において千葉県企業局長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 千葉県企業局長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

1 3 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

1 4 その他必要な条件

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会を開催する場合の日時及び場所は、別添入札公告のとおりとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、別添入札公告のとおりとする。

1 5 物品等入札参加資格者名簿に関する事項

- (1) 物品等入札参加資格者名簿に関する事項の照会先

(郵便番号) 260 - 8667
(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号
(機関名) 千葉県総務部管財課調達指導班
(電話番号) 043 - 223 - 2211

- (2) 物品等入札参加資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 260 - 0855
(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階
(機関名) 千葉県電子自治体共同運営協議会 事務局
(電話番号) 043 - 441 - 5551

1 6 入札・契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(郵便番号) 262 - 8512
(所在地) 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24
(機関名) 千葉県企業局水道部給水課配水工務室
(電話番号) 043 - 211 - 8717